

令和7年5月29日

結婚新生活支援事業を実施します

少子化対策及び若い世代の移住・定住促進に向け、市内で新生活を始める新婚世帯に対して住居費及び引越費用の一部を補助します。

■ 対象者

- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出又は受理された夫婦
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・夫婦の合計所得が500万円未満
- ・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所である。
- ・市税の滞納がないこと 等

■ 対象経費(令和7年度)

結婚を機に令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った以下の費用
住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用(家賃)、引越費用

■ 補助額(上限額)

支給対象	補助基本額	特別地域加算<みどり市独自>	
		大間々町北部に居住(20万円)	東町に居住(40万円)
夫婦共に 29歳以下	60万円	加算適用後80万円	<u>加算適用後100万円</u>
夫婦共に 39歳以下	30万円	加算適用後50万円	加算適用後70万円

■ 申請窓口

みどり市役所大間々庁舎 こども課

■ 申請受付開始日

令和7年7月1日(火)

問い合わせ

みどり市 保健福祉部こども未来戦略局 こども課

TEL 0277-76-0995

Email kodomo@city.midori.gunma.jp

